

令和7年12月1日

1 目的

徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部研究データポリシー(以下「本ポリシー」という。)は、本学の理念と目標のもとに行われる研究活動の過程で得た研究データを適切に管理し、研究の意義と役割に応じ公開及び利活用する取組の基本方針を策定したものである。

近年、オープンサイエンスの推進が肝要とされ、取得された研究データを科学者コミュニティにおいて積極的に共有し、最大限利活用することが求められている。その一方で、研究活動のオープン化・国際化が進展する中で、資金や環境、信頼等の社会的負託を受けて行う研究活動において、健全性と公正性を確保するため、研究における透明性の確保や研究成果に対する説明責任が求められる。

このような社会的背景に鑑み、本学におけるオープンサイエンスの推進ならびに研究の健全性と公正性の確保を図るため、研究データの管理・保存・公開および利活用の基本方針を定めるものである。

2 研究データ

本ポリシーが対象とする研究データは、本学における教育研究活動を通じて収集または生成されたデータであり、デジタル・非デジタルを問わない。

具体的には、以下のような情報が含まれる。

- ・研究活動の過程で、研究の素材として収集・生成した一次データ
- ・一次データを加工あるいは情報追加して生成されたデータや、一次データを分析してできたデータ
- ・上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、フィールドノート、質問票等）
- ・研究成果(論文や講演資料等)に記載された情報の根拠データ
- ・研究に用いられた有体物等（試料、標本等）を含む。

なお、教育及び医療に関するデータであっても、研究を目的として収集または生成されたデータは、研究データとして本ポリシーの対象とする。

3 研究データの管理等

「研究データの管理」とは、データの収集、生成、整理、分析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実行することである。その方法は、研究データを収集したものが決定すべきことではあるが、その際に

は、法令や大学の規則を遵守し、他者の権利の侵害を行わないよう格段の配慮を要する。

「研究データの公開」とは、研究成果のもととなる研究データを他のものが利用できる状態にすること、「研究データの利活用」とは、公開したデータから、より多くの研究成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

4 研究者

本ポリシーにおいて、「研究者」とは本学と雇用関係にある教員・職員・研究者に限らず、学部及び大学院で研究指導を受ける学生・研究生、雇用関係はないが本学が受入れている研究員、その他本学における研究に携わる者を含むものとする。

特に次の者は、教員の関与のもと、本ポリシーで定める研究者の役割を果たすこととする。

- ・学生・研究生については、研究指導教員の指導に基づいて研究データの管理を行う。
- ・学生がリサーチアシスタント等として研究指導教員以外の教員のもとで研究に携わる場合は、当該研究に関するデータの管理については、同教員の指導に基づいて行う。
- ・各種制度に基づいて受け入れた雇用関係のない研究員については、システムの利用可否など研究環境が様でないため、受入教員と相談の上、それぞれの研究環境に応じて同教員の支援を受けながら研究データの管理を行う。

5 研究者の役割

研究者は法令・規則等の範囲内で研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開して利活用を促進するものとする。公開する研究データについては、正確性、追跡可能性などの担保に加え、研究の信頼性の確保に努めなければならない。そのため、データの管理計画や管理対象データの範囲の設定、公開・非公開の区分を定める等の対応を行う。

※「公的資金による研究データの管理・利活用に関する 基本的な考え方」を参照

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

6 大学の役割

研究者が適切なデータ管理や公開にあたり、次のような必要な支援を適宜行う。

- ・研究データを公開する機関リポジトリの提供
- ・公開に関する手続き等のアドバイス
- ・規則やガイドラインの策定

7 その他

データの管理・公開・利活用のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化により大きな影響を受けるものであり、また、関連法令の改正等も頻繁におこなわれていることから、本ポリシーについては、適宜見直しを図ることが必要であることを明示した。